

**改正**

平成28年3月31日告示第56号

平成28年3月31日告示第58号

伊豆市訪問入浴サービス事業実施要綱

(趣旨)

**第1条** この告示は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第77条第3項に規定する障害者が自立した日常生活又は社会生活を営むために必要な事業として、訪問入浴サービス事業の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

**第2条** この告示において訪問入浴サービス事業（以下「事業」という。）とは、居宅において入浴を行うことが困難な重度の障害者又は障害児（以下「障害者等」という。）に対し、訪問により居宅において入浴サービスを提供することをいう。

(事業の対象者)

**第3条** 事業の対象者は、市内に住所を有し医師が入浴可能と認めた者で、次に掲げる障害者等であって、入浴サービスの支援が必要と福祉事務所長（以下「所長」という。）が認めたものとする。ただし、介護保険法（平成9年法律第123号）による訪問入浴介護の対象者は除くものとする。

- (1) 身体障害者福祉法（昭和24年法律第283号）第15条第4項の規定により身体障害者手帳の交付を受けている者であって、肢体不自由の程度が1級又は2級に該当する者
- (2) 前号に掲げる者のほか、所長が特に必要と認める者

(事業の実施方法等)

**第4条** 事業は、所長が事業を適切に実施できると認めた者に委託して実施するものとする。

(利用の申請)

**第5条** 事業を利用しようとする者は、伊豆市訪問入浴サービス事業利用申請書（様式第1号）及び医師の入浴に関する意見書（様式第2号）を所長に提出しなければならない。

(利用の決定等)

**第6条** 所長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、利用の決定をしたときは伊豆市訪問入浴サービス事業利用決定通知書（様式第3号）により、当該申請を却下したときは伊豆市訪問入浴サービス事業却下通知書（様式第4号）により、当該申請をした者に通知するものとする。

2 前項の利用の決定を受けた者（以下「利用者」という。）は、事業の利用について第4条の規定により委託された事業者（以下「委託事業者」という。）と契約を締結し、事業を受けるものとする。

(利用の変更)

**第7条** 利用者は、第5条に規定する申請の内容に変更が生じたときは、伊豆市訪問入浴サービス事業利用変更届（様式第5号）を所長に提出しなければならない。

2 所長は、前項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、利用決定の変更の可否決定を行い、伊豆市訪問入浴サービス事業利用変更決定（却下）通知書（様式第6号）により利用者に通知するものとする。

(利用決定期間)

**第8条** 事業の利用決定の有効期間は、1年以内とする。

2 事業の利用決定期間満了後においても、継続して利用するときは、更新の申請ができるものとする。

(利用決定の取消し)

**第9条** 所長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第6条第1項及び第7条第2項の利用の決定を取り消すことができる。

- (1) 利用者が第3条に規定する対象者でなくなったとき。
- (2) 利用の申請に際し虚偽の申請をした等不正行為が認められたとき。
- (3) 前2号に掲げるもののほか、所長が利用を不相当と認めたとき。

2 所長は、前項の規定による取消しをしたときは、伊豆市訪問入浴サービス事業利用取消通知書（様式第7号）により利用者に通知するものとする。  
（費用の負担）

**第10条** 利用者は、第6条第1項又は第7条第2項の利用の決定に基づき、委託事業者から入浴サービスを受けたときは、事業に要する費用の一部を当該委託事業者に直接支払わなければならない。

2 前項の規定により利用者が委託事業者に支払うべき額（以下「自己負担額」という。）は、1回の入浴サービス提供に実際に要した経費の1割の額とする。ただし、次に掲げる場合に該当するときは、自己負担額は生じないものとする。

- (1) 利用者及び当該利用者と同一世帯に属する者（当該利用者が18歳以上である場合においては、その配偶者に限る。以下「利用者所属世帯」という。）が生活保護法（昭和25年法律第144号）に基づく生活扶助を受けている場合
- (2) 事業の利用年度（4月から6月までの間の利用については、前年度とする。）の市民税が非課税である利用者所属世帯の場合

3 前項の事業負担額の上限月額（以下「負担上限月額」という。）は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行令（平成18年政令第10号）第17条による負担上限月額の基準に準じる。  
（費用負担の特例）

**第11条** 災害その他の特別の事情があることにより、利用者が自己負担額を支払うことが困難であると所長が認めるときは、前条第2項及び第3項の規定にかかわらず、当該利用者が支払う額は、当該自己負担額の範囲内において所長が定める額とする。  
（委託事業者への支払）

**第12条** 事業に要する費用の支払は、当該委託の契約単価から自己負担額を控除した額を委託事業者の請求により、これを行うものとする。  
（委託事業者の責務）

**第13条** 委託事業者及び従業者は、正当な理由なく業務上知り得た利用者に関する秘密を漏らしてはならない。  
（その他）

**第14条** この告示に定めるもののほか、必要な事項は、所長が別に定める。  
**附 則**

この告示は、公示の日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日告示第56号）

この要綱は、平成28年4月1日から施行する。

**附 則**（平成28年3月31日告示第58号）

この告示は、平成28年4月1日から施行する。

**様式第1号**（第5条関係）

**様式第2号**（第5条関係）

**様式第3号**（第6条関係）

**様式第4号**（第6条関係）

**様式第5号**（第7条関係）

様式第6号 (第7条関係)

様式第7号 (第9条関係)